

寛政改革期における小普請組の制度改革

橋 本 佐 保

キーワード

寛政改革 よしの冊子 小普請

はじめに

寛政改革期における人事政策は、あらゆる角度からの研究が蓄積されてきた。水野忠友を始めとするいわゆる「田沼派」老中の刷新と本多忠壽や松平信明らの登用という松平定信の幕閣の形成過程の研究を皮切りに、^① 医師や代官、八王子同心の機構整備など、それぞれの役職に関しての詳細な研究が進展しつつある。^②

そうした研究を総合的に捉えて寛政改革期における幕臣団の再掌握という点に関して注目が高まってきた。竹内誠氏は諸役人の綱紀肅正とともに「無役」や下層の武士の統

制と人材発掘に眼力が置かれたと指摘した。^③ また藤田寛氏は武士の「義氣」喪失を象徴する小禄役人の対策を実施するとともに、優秀な人材の確保のための動きも見られたと述べられている。^④ 高久智広氏は「無役」という評価が多い「寄合層」について、上層の重職を担う上級旗本としての性格を明らかにした。^⑤

寛政改革期の下級役人登用策を取上げた研究として、まず高澤憲治氏は寛政三年一二月の「家格令」に着目し、享保以降の勘定所機構の整備と拡大に伴い、御目見え以上に昇格した家筋の者が多いこと、旗本の二割余が「人材確保」としての御家人からの昇格であり多くの家は享保以降の昇

進である事を指摘した。定信政権崩壊後も「家格令」は維持され、その後の幕府身分制度の根幹となった。また、勘定所関係の人事改革についても、天明七年に勘定吟味役支配下の勘定吟味方改役、同改役並、同改役下役を廃止し再編した事に言及している。山本英貴氏は御家人の譜代席、抱席の任用制度を江戸時代を通して検討されており、享保以降の旗本家増加を防ぎつつも抱席の者を譜代や旗本に昇格させる制度について明らかにしている。そこで、本稿では寛政改革期に大々的な制度改革が行われた、小普請組機構について検討していきたい。小普請組の制度の変遷は竹内誠氏が既に指摘しており、松平太郎氏が端的にまとめた成果もある。また、高澤憲治氏も小普請組支配の更迭などについて触れているが、本稿ではより具体的に再編の過程を解き明かしていきたい。また、小普請組関係の風聞を多く掲載している「よしの冊子」から、当時の小普請組が抱える諸問題や小普請らの実態を見ていきたい。

さて、「家格令」発令からも分かるように、寛政改革期は下級役人からの人材発掘に力点が置かれていた事は明らかである。寛政改革期は特に人事に関連する申達が多く出されている。天明七年から寛政五年までの七年間で凡そ二〇〇件にも及ぶ。その内、人材発掘に関わる法令を見ていく（参考、表1）。天明七年七月一日月次御礼の際の口

達については、次章で触れたい。これは小普請組の再編を考える上で重要な口達である。

続いて同年九月に人物取立の申渡があった。翌年の五月にも芸術書出につき免許・目録を書き出して取集めるよう申渡があったが、これ以降「毎年可被差出候」という事になった。「よしの冊子」には禄が少ない旗本小普請らが「御奉公出一生相成不申迷惑いたし候処、近來は右様之内二、格別人物も宜く芸術等も能仕り候ものハ、追々御足高二て御番入も被仰付候」と芸事による就職に期待をかけている様子が描かれている。その後、寛政元年には部屋住に對する芸術見分の実施、寛政二年五月に実施された異学の禁、寛政四年の学問吟味と、頻繁に文武両面に於いて人材推挙のための機会が設けられるようになった。人材登用と幕府の官僚型機構の整備という目的のもとでは芸術見分という既存の方法は実際うまく機能しえず、それは異学の禁という手段で果たされていった。実質的に有能な人材を確保するという面についての効果は、これまでの研究の蓄積によって解明されてきたところだが、番入が出来ずに退廃していく者や小給の小普請らに出世の道を開き、安心を与えることで彼らの不満の払拭と風儀対策としての効果も着目すべきであろう。

天明八年八月には、小普請組支配らに對して、特に御

谷小普請の人品芸術書出を奨励する申達が出された¹⁵。役儀不相応によつて小普請入した御谷小普請は余程の事が無い限りは一生役に就くことが出来なくなる。これは小普請らの更なる腐敗に繋がることもに才能のある人物が埋もれるということの問題になっていた。そこで「輩其品ニより年数相立候ハ、当人身持人柄等宜芸術等出精仕候ハ、其趣別段ニ兼而書出置候様可被致」とされた。また同時に「人材選挙諸芸術奨誘¹⁶」の申達も出されている。この内容は後述するが、これらの申達によつて小普請らをはじめ多くの人材の書出が可能になっていく。

さらに寛政元年六月には御家人のうち「抱入¹⁷」の者について申達があった。まず、「抱場¹⁸」の与力同心の役職のうち、御谷や出奔などによつて明いた跡に御入人を仰せ付ける旨が達せられた。この時までこの明き跡は部屋住の者が「仮抱入¹⁹」として任用されていた。また同時に、抱場与力同心でも格別長年勤めて由緒もあり、武芸学問に秀でており、人柄に申し分が無ければ譜代場への昇格を認める旨が達せられた。ただし、これは本人一代限りであり、二代目からは減禄になる。これは後に「家格令」に繋がっていくものと考えられる。高澤憲治氏は小普請の就職対策の一環として「家格令」が位置づけられることを明らかにしたが、そのことはこの寛政元年の抱場与力同心の譜代場採用

の申達からも裏付けられよう。なお「家格令」は寛政三年一二月に達せられた。

以上のように寛政改革期は芸術や学問等によつて人材を発掘し、なおかつ限定的に有能な人物を採用するシステムを整備しようと、多くの人事関係の申達が出された。

一、小普請組の改革

寛政改革期の小普請の実態

まず「小普請組」の機構について簡単に触れておく。小普請組は病気療養中や役職待命中などの旗本御家人のうち三〇〇石以下の者が所属するところで、享保四年に成立した。当初、小普請組は一〇組で編成されていたが、宝暦三年には人数の増加に伴って一二組となった。それぞれの組を「小普請組支配」が指揮・監督した。小普請組支配は配下の組中から有能な人材を「御番入」すなわち幕府役に就職させるために推挙することを職掌とした²⁰。彼らの下に、小普請組支配を助け、直接小普請らをまとめる役目を持つ「小普請組頭」がいる。延享三年に一組に二人ずつ配置された。小普請組頭は配下の小普請から希望、芸術、生活の様子などを問いただして書類に書上げ、それを小普請組支配に提出して空きが出た役職に就けて貰えるように

寛政改革期における小普請組の制度改革（橋本）

する。²⁴ 小普請の名前を書類に書きあげて推薦することは、史料上「書上」や「書出」と表現される。

さて、寛政改革期には小普請組はどのような状況であったのだろうか。天明七年七月一日の月次御礼の際、上意が達せられた。この上意の大意は概ね諸役人の勤方について忠勤し出精するようにというものである。『憲法類聚』等で明らかになるのはここまでであるが、実はこの時、松平定信から小普請に関わる口達があった。月次御礼に出た小普請組支配の酒井忠敬がそれを直接聞いてきており、後日記下の小普請組頭森山孝盛・本目権兵衛に申し伝えた。森山孝盛がそれを日記に書き残している。内容は、大きく分けると以下の二点になる。一点目が最近の旗本の風儀についてである。旗本御家人らの風儀の刷新が松平定信政権において重要なテーマの一つであった事は周知のとおりであるが、この時松平定信は以下のように指摘した。役職に就いて働く旗本御家人らには、近年小給の小普請が大勢入れ込まれており、彼らが風儀を乱す一つの要因となっている。そこで書上をして役職付にする前に、まず小普請の段階で風儀を正すべきである。二点目は、小普請組においても質素儉約に努めるべきであるという旨である。小普請組は他役と違って「御益筋」、即ち収益に関する役柄ではないので支配筋の者までしか使用している書物や紙の吟味が

及ばない。下の者であっても美濃紙などを使い廻して儉約に励むように、という事であった。

この口達を受けて森山孝盛は酒井忠敬に対していくつか意見を上申した。それに対して酒井忠敬が返答しているが、この二人のやり取りでは、当時の小普請の実態と天明八年以降実行される小普請組の制度改革に関する意見が述べられていて興味深い。

森山孝盛はまず、どんなに人柄が良い旗本御家人を書き出しても近年は役職就任の仰せ付けが無いのは勘弁して欲しいと述べた。それに対して酒井忠敬は「成程尤二候、心付居候へ共、上より御察度ニても有之候へは十分を申存寄候へ共、左も無之候而差出候てハ難申上候」と、支配として立場上の限界を漏らした。

また「足高（この場合は加増を意味する）」についても意見を述べている。江戸幕府が始まった当初は多くの者が加増を受けていたが、開府か二〇〇年余も経った今となっては秀でた才能も特に無い者に対して「つかつか」と加増を下される筈も無い。既に役職に就いて勤めがある者ですら、一〇人扶持を上げるといふ事は並大抵の事では成り難いのに、ましてや小普請の者が「ぬくぬく」と「足高（加増）」を頂戴出来るわけも無い、と指摘した。

続けて、たとえ有能な御家人であったとしても、ただ

譜代席で代々続く由緒正しい家柄であるという事を有り難がるだけで役職に就ける機会が無い。それに今日一日何銭という単位で給与を宛がい、その日暮らしの貧しい生活を続けざるを得ない状況である。これでは人柄云々というところまで話は及ばず、風儀の正しようが無いのだ、と強くと訴えた。これに対して酒井忠敬は「至極面白キ事被心付候、成程此儀ハ又勘弁致方も可有之候」と答えた。

最後に森山孝盛は、「足高（加増）」があれば小普請の者たちも目標が出来るので、落ちぶれてしまっている者たちを更生する事も出来ようと述べ、酒井忠敬もそれに同意した。

この森山孝盛の意見は一見感覚的に述べているようだが、当時の小普請の状況を的確に指摘している。松平定信の口達にあるように小普請の風儀を正そうとするならば、その前に小普請らの日常生活の安定を図り、また生活が向上するという目標を持たせてから書出をするようにする。そして小給であっても良い人材が役職に就けるようになる。いずれの点を行うにしても「足高（加増）」という一つの目標となるものが必要になってくる、という事である。これ以降、小普請組の制度改革と小普請の就職対策が集中的に取り組まれていく。

小普請組支配の刷新

表2は、寛政改革期の小普請組支配と組頭の編成をまとめたものである。無役の小普請たちを役職に就けさせるのは、彼らを書出す小普請組支配或いは小普請組頭らの采配次第である。すなわち彼らが書出さない限りは、小普請の者は一生小普請のまま留まるしかない。

表を見ると人材選挙奨励や松平定信の仰せ渡しがあるのと同時期の天明八年中、小普請組一二組のうち、七組も小普請組支配の入れ替えが行われた事が分かる。七人のうち長谷川利十郎と中坊秀看は小姓組番頭への転任で、水野忠体は病気による免職であるが、天野康幸・川勝隆忠・宮城和奨・松平正愛の四名ははいずれも不行跡による解任であった。彼らの解任理由は、表向にはいずれも「御旨叶わざるにより」という事しか語られないが、「よしの冊子」では彼らの管理不行届や博奕などの不適切な行動等を咎められたという旨が書き記されている。

最初に小普請組支配を解任されたのは水野忠体である。天明八年四月二日、病気により御役御免となった。「よしの冊子」によれば、配下の小普請組頭と小普請たちの素行に大きな問題があり、彼の統率力不足が指摘されたのである。「小普請支配水野大膳（忠体）埒明不申人の由。同支配組頭松田勝十郎年来賄賂を取悪ものの由。大膳も右勝十

郎を引込せ可申と存候へ共、勝十郎姦物にてどふもならぬ人故、引込せ申事も相成不申、尤大膳も夫ほどの器量もナキ人故、勝十郎を引込せ可申より、先自分引込可申とて、此節大膳引込候由」とある。松田勝十郎は博奕の罪により入牢していたが、天明八年八月二十六日に遠流に処された。また、寛政元年一〇月二日には不正養子の罪で小普請の前島寅之助が死刑に処されるという大きな事件があったが、前島寅之助を自らの弟であると偽装した宇垣貞右衛門も、水野忠体配下の小普請であった。このように、水野忠体配下中の小普請組頭および小普請らの悪行は目に余る状況であった。

続いて天明八年八月一六日、天野康幸・川勝隆忠・宮城和奨・松平正愛がその職を解かれた。天野康幸は。彼は田沼時代に西丸目付、西丸新番頭を歴任するが、その時支配下の者が逐電し、管理不行届として拜謁を留められた。また小普請組支配として勤務中、配下に前述の前島寅之助の父、前島寅之丞がおり、この件でも「糺し等閑」として出仕を留められた。更に博奕を行った事が露呈し、采地を召し上げとなり小普請となった。松平正愛に関して「よしの冊子」では他三名とは評価が分かれている。「小普請支配天野〔康幸〕・川崎〔川勝隆忠〕・宮城〔和奨〕ハ久しく取沙汰御座候ニ付、随分シクジリそふナものだが、松平求

馬〔正愛〕ハ今でハ酒も止て随分慎で居ル人だ。勿論酒の上がわるく手荒ナ事ハ人がミンナ知て居るが、何れニも今度四人一所ニしくじる仲間へ御入被成たハ分からぬと申サタ」と不思議に思われている。一方では「川勝・松平・天野いづれも貪欲、わるきに相違無之沙汰仕候よし」ともされておおり、いずれにしても解任される何らかの要素は持っていたものと言えらるる。

不始末のあった小普請組支配らの人事異動が行われたすぐ後の天明八年八月二日、前述の人材選挙奨励の達しが出された。

小普請組数の削減と組頭の刷新

松田勝十郎のように問題視されていたのは、小普請組支配らだけではなく小普請組頭についても同様であった。小普請組頭の森山孝盛は同僚の本目権兵衛について「同役なりし本目権兵衛などは、常に腹あしく云て、大方は対面もせで返しぬ」と、組中の者たちの面談もろくにせず面倒を見ない事を批判している。また「其頃の同役のならはしは、世上にても知るごとく、筆紙に不堪事なりけり。初めて同役を振舞ふ入目四十八両を費したり。夫も古への奢侈といふ物にて、風雅に流れ、又は風流の物数寄などに費すならば心ゆきてゆるさるることも有ぬべし。只飲食の好

悪、酒菓魚物の大小に心を尽し、数多なるに入目を費すなり」と小普請組頭の悪習に異を唱えた³⁴。この時の供応では組頭に就職した時、同組頭の本目権兵衛に吸物や小塩飯、煮物などを振舞い、その約一週間後には、他組の組頭たちに二汁五彩に酒肴等を料理屋で振舞い、彼は二〇両程を費やした³⁵。

寛政改革期の小普請組頭の刷新は、小普請組の組数削減とともに取り組まれている。

前述のように小普請組数の増加とそれに伴う仕事量の増加によって、延享三年各組に二人ずつ小普請組頭が設置された。しかし寛政期になると「組頭は只数に加れるのみにて、実に御用に立つべき人一人もなし。支配も内々は邪魔に思ひて居たる人も有べし。只威をとりて、事をむづかしく取扱ひ、下にたつ者を責るのみ」であると、森山孝盛は小普請組頭を批判した³⁶。

まず、寛政元年四月一七日に没した小普請組支配菅沼虎常の後任を決めずにそのまま廃止となった。彼の配下の者は小普請組頭を含めて全て他組へ割入られた。菅沼虎常配下の小普請組頭小栗又左衛門は、一時的に酒井忠敬配下に仮置かれる事になったのだが、酒井忠敬は小普請組頭の森山孝盛に以下のような相談をした。元菅沼虎常配下の山中市郎右衛門組は坪内定恒支配へ、小栗又左衛門組は酒井忠

敬支配へとそれぞれ定員外の「過人」として一時的に割り入れられる事となった。そこで元々の配下である森山孝盛や本目権兵衛らに迷惑が及ばないようにしたいのだが、考えがあれば申達してほしい、という事であった。

この質問に対する森山孝盛の答えは以下の内容であった。小栗又左衛門が勤務するにあたっては自分が書類や書物などの必要品を貸すので、小栗又左衛門の下に書類、書物等を置いておくには及ばない。また、その他諸々小栗又左衛門と申し合わせておくので、迷惑等の問題は無い。そもそも一時的な措置であり、他組頭に明きがあり次第申し出るよう仰せ付けられているのに、わざわざ組内で臨時の引渡をするには及ばないだろう。事を大袈裟にして大々的に引渡をすれば、却って幕府の「過人」という措置の趣意にも適さない。殊更明日にも同役が明け移っていくのだから、その時は定式の通り引渡があるだろう。また、「過人」である内に小普請が新しく入った場合、自分で分かる事であれば手伝い、今まで通りに小普請一統で内談もするので、当分は「浮人（過人と同意）」として差し置き、特に手を付けない方が良くはないか。その方が却って幕府の仰せ渡しに相当し、批判等も無いだろうから、組中での臨時の達しも必要無いだろう、という旨であった³⁷。

この時の問答については森山孝盛が編纂した「蜚の焼藻

の記」にも簡略な記述があるのだが、それによれば、この後段々と小栗又左衛門には吉原遊興などの不埒の行いがあるという実態が浮かび上がってきた。酒井忠敬と森山孝盛、本目権兵衛の三人で直接小栗又左衛門のもとに行き問いただしたところ、とうとう小栗又左衛門は屈服し、病氣という名目にして自ら引きこもった。

寛政三年一〇月一七日、小普請組頭阿部正朗が辞任となった後任も同じく跡役を決定せずに他組へ割り入れとなり、廃止された。同年一二月二日には、各組の組頭らが一人ずつ小普請入となり、これ以降、小普請組数は一〇組、支配・組頭ともに一人ずつの配属となった。以降、各組凡そ二五〇人の配下の旗本と一五〇人の御家人の面倒を、支配・組頭の二人が一手に担う事となった。なお、小普請組支配が一〇人に減少する旨は、松平定信の天明八年八月二二日の口達があった時点ですでに噂されている。以前から削減する可能性が認識されていたのであった。

各組の小普請組頭を一人だけにするという制度は、森山孝盛の意見が取り入れられての事であったという。能力不足の小普請組頭が存在するために不利益を生ずると森山孝盛は主張した。

これまで小普請組頭二人のうち、一人は支配中から多年世話役を務めた者を選出し、もう一人は他役から任命する

のが習わしであった。小普請組中からその組の組頭になった者は、元々自分の組頭だった者の仕事しか見ていないので多方面へ手広く仕事をする事が出来ない。また小普請たち一人一人、手によりをかけるような扱いをするので書上げを希望する者たちの後が問えてしまい、迷惑がかかる事が非常に多い。他所から艱難辛苦して組頭になる者は、自分の組という箱の中だけで仕事をするような事はしないので、小普請の者たちを窮屈にさせない。小普請の者たちの身にとって、このような存在が最も宜しい。以上の事を小普請組支配酒井忠敬上申したところ、その内容を聞いた松平定信は大いに感得したという。そして、今後は組頭には概ね他職を勤めた経験のある者を採用するのが望ましいが、もし優れて器量があると認められた者が小普請の中にいれば、その者を組頭に任命しても差し支えないだろうとも答えた。

では、この後に小普請組中以外の部署から小普請組頭に就任した者はどれほどいたのかというと、左程人数は多くはない。寛政三年以降組頭になった人物の経歴をしてみると、寛政四年に徒頭から監入大三郎、同八年に切米手形改から柳澤八郎右衛門、同九年に大番から門奈伝十郎、同年に広敷番頭から仲澤喜右衛門、文化六年に大番御蔵奉行出役から川窪七郎右衛門、元治元年講武所奉行支配組頭から

長谷川儀助・諏訪部虎五郎、以上七名が選出されたに過ぎず、残りは全て支配中からの任命であった。^⑬

寛政四年閏二月に、小普請組支配・組頭のうち家禄三〇〇俵以下の者には手当として二〇人扶持が支給される事が決定した。^⑭これは組頭の数を減じて組につき一人にしたため、これと同時に御目見以上の小普請を「支配」、以下を「組」と称する事になった。^⑮「小普請組誰々支配某」、「小普請組誰々組某」と呼び分けるのである。

以上のように小普請組頭の制度改革を見てきたが、実態として組頭たちの退廃が進んでおり、それを一つのきっかけとして組頭の刷新が図られた。

小普請組世話取扱の設置

大勢いる組中の小普請を、組頭二人或いは一人では面倒を見ることは当然不可能である。そこで「世話役」の者たちが組頭の補助として、相談事や諸願諸届の取次、見廻り、幼年の者の心付け、病氣や家督相続手続きなど、小普請らの日常の世話の一切を取り扱う。享保一九年に設置され、五〇俵高三人扶持。一代限りの抱場であり、一組に付き三名の者が任命される。御目見以下の小普請の者たちを取扱く。

御目見以上の小普請の場合も同様に「世話役」あるい

は「御用掛」と呼ばれる者がいる。彼等も組中の者たちの世話するのであるが、御目見以下の者のように役職として設定されているわけではないので表向きには役名も役場も無い。「冥加のため」という事で、自分で費用を出して骨を折って勤めているのである。この状況に関して森山孝盛は、彼等の労働ぶりを見てると忍びないところがあるので勤仕並に役金を下されるべきだと進言した。^⑯世話役といっても自ら出費して勤めているので、当然生計が厳しくなる。しかも小普請金も支払わなくてはいけない。そのため「人情自然と貪欲も生じ、中に八種々相支配の中より金子等せめ取候ものも」いるという。更に「右世話役ハ相支配幼年の者杯家督ニて被召候節ハ、名代も相勤、御礼廻り迄も相勤候二付、小身成ものハ日雇をもやとひ候由。左候へば頼候方より少々日雇代位ハとらねバ勤らぬ様に相成候由。夫からして人より種々賄賂杯を食り候者も出来候由」と素行が乱れていた。しかしながら「縁の下の力持故」支配からも厳しく言う事が出来ないという悪循環があった。^⑰賄賂を取る世話役らが出てくるのはその人の資質が問題であるのは勿論であるが、前提として世話役らの労働体制にも大きな原因があるのは明らかであった。

その後、寛政元年六月に松平定信の仰せ渡しがあつた。世話役は「取計も多く骨折候趣ニ候得共勤之筋不相立人々

寛政改革期における小普請組の制度改革（橋本）

励薄き趣二付」小普請金納入が免除されたのである。またこの時、一組五人という定員の確定、勤仕並への仰せ付けが決まり、以降御目見以上の面倒をみる世話役を「世話取扱」として勤仕並に七人扶持の手当が下される旨が決定した。^④寛政四年閏二月、組頭に二〇人扶持が支給される申達が出た際、世話取扱の内家禄が三〇〇俵以下の者には一〇扶持を下される事となった。

この措置によって、世話役らの役料と勤士並としての地位が確定となった。また小普請の中でも旗本小普請と御家人小普請の区別が明確になったのである。

二、小普請の登用

小普請に関わる人材登用令

さて、ここまで小普請組の役職や機構改革について見てきたが、本章では小普請の登用について検討する。

天明八年八月、小普請組支配に向けて御咎小普請の人材書出奨励と人材選挙諸芸術奨誘が申し渡された。^⑤なお、御咎小普請の人材書出奨励については前述したが、ここに全文を挙げておく。

【史料】

小普請組支配へ

御役儀御免并御番不相応ニ而小普請入候面々、重而御奉公願とも書出不及旨享保五年子年相達候得共、御番不相応ニ而小普請入被仰付輩、其品ニより年数相立候ハ、当人身持人柄等宜、芸術等出精仕候ハ、其趣別段ニ兼而書出置候様可被致候、尤其訳も可被書出候、

小普請組支配へ

小普請支配、諸向江御入人御用人等出候義ニて、右御入人御用人は、器量人物相応なる者出候て、宜き人埋れ不申様に有之、諸役人末々迄も器量得手相応之者相備候儀は無此上御為ニ候、右に付ては、常々支配頭たるべき者は人物取立之義、簡要之事ニ候、左候得ば、手入宜敷致候方、実生は忽に良材とも相成候道理ニて候、然処右体之儀等閑ニ相成、仕来之小事ニ而已念を入心を用ひ候様に成行候ては如何ニ候、右体小事は、少々間違有之候ても、人物見違無之事第一之義ニ候、且唯今迄は、御目見以上以下とも、御足高之有之候者は、書付不申候様に何となく成行候ても、左様ニ存候者も有之、御取立之諸口至て、小高之者ニ候とても、

御足高無之ては難出来事二付、出進之路塞り候心得二相成候間、おのづから文武之芸術、平日之慎等不行届様可相成哉二候、以来御足高出候ても、格外御用立可申者、文武の芸術を出精致し、身持人柄至て宜敷所ニ相応器量得手等有之候はゞ、幾人ニても書上可被申候、此旨支配下江も申聞、随分互ニ相励み、出精いたし候様可被致候、支配之者より、御用達之者多く見出し候はゞ、右頭支配勤巧第一ニ可相成事ニ依、呉々も人才不相埋、並人物宜敷もの多く出来候様心掛世話可被致候、

八月

享保五年から御咎小普請の書上は認められていなかったが、この時緩和され、年数が経っていて人柄が良く芸術に励んでいる者であれば別途書き出すように達せられた。

また、小普請らの積極的な人材登用についての申達があった。周知の通り「足高」は役高に対して禄高が不足する者が就任する際に在職中のみ不足分の役料を補う制度であるが、財政が逼迫していた幕府にとって足高はあまり用いたくは無い手段であるのは当然の事であろう。しかしこの申達からは、たとえ役職に付く際に足高が生じるとしても「幾人ニても書上可被申」だと積極的に良い人材を登用する姿勢が見てとれる。小給の小普請らは足高が隔たりと

史苑（第七三巻第一号）

なって書き出してもらえず風儀が乱れる旨が指摘されている。なお前章で森山孝盛が小給の小普請らの日々の生活すらも危ういと述べた旨を紹介したが、「よしの冊子」でも「小普請の中にハ甚貧究ニて朝夕を送り兼候のミならず、家も無之者彼是御ざ候由」という悲惨な状況を伝えている。

では、「人材選挙諸芸術奨誘」はどれほどの効果を発揮したのだろうか。表3は小普請採用奨励の達書の前後二年間の小普請の採用状況と足高・足扶持の有無を記したものである。なお天明六年前期はちょうど江戸大火や將軍家治が病になる等の災難が続いた時期であるので、小普請からの番入は確認する事が出来なかった。書出が確認出来た小普請は、天明六年は三三人、天明七年は三九人と少ない。しかし天明八年に入ると途端に二四一人と凡そ七倍に膨れ上がる。しかもその二四一人中、申達があつてから登用された者は合計で二一九人であり、その年の採用者の凡そ九割を占める。「器量得手等有之候はゞ、幾人ニても書上可被申候」とあるように、多くの人物の書出があつた事が分かる。また、これまで殆ど見られなかった足高・足扶持が生じるケースが度々発生するようになる。「人材選挙諸芸術奨誘」では、天明六年一月二五日に小普請組世話役の仰せ付けられた小普請に足高が下された例が確認出来たのみであるのに対して、天明八年は少なくとも七件の例があ

寛政改革期における小普請組の制度改革（橋本）

る事が分かる。それぞれの人物の禄高が不明なので具体的などれ程の足高が下されたかは明らかにする事が出来なかつたが、確実に人材の書出と足高を下される例が増加した事は指摘出来よう。

「よしの冊子」に見る小普請の登用

「よしの冊子」には、小普請組の構造や小普請組の者たちに関する風聞が散見する。中にはこれまで挙げてきたような小普請組支配や組頭、世話役の者たちだけでなく、小普請の者の行状や評判を述べたものも多い。しかしながら、譜代席でない者、一代限りの抱入の者の名前も多く記載されており、その者たちはそもそも小普請と判断するのも難しく、また小普請であることが判明してもその出自後々の行方を追うのは非常に困難である。単純に「小普請」として風聞敷を導き出しただけでも、ゆうに百件を超えるが、実際はもっと多い筈である。こうした風聞には小普請らの境遇が描かれており、松平定信が小普請らの現状を把握する一材料として用いられたのであろう。ここでは、「よしの冊子」中で噂されて実際に取り立てられた小普請のうち、『寛政譜』や『柳営補任』等の基本史料から経歴を確認出来た範囲での三人（丸毛利春・岡田忠助・大澤景寅）、また就職が叶わなかつた二名（山本大二郎・奥津忠通）を紹介する。

丸毛利春 寛政二年四月二十七日に大番となる。

丸毛利春は「よしの冊子」によれば、既に小納戸の吟味に二、三度書き出された経緯があつたという。その頃はちやうど田沼政権期であつた。同姓の丸毛宗三郎が奥右筆となつていたので、小納戸への就職の世話を請おうと二〇〇両ほど賄賂を差し出した。賄賂に敏感な松平定信政権であるが、この事について「よしの冊子」では、その頃は「親類でも何でも、其頃ハ「賄賂を」取た」ので仕方が無いという見解が述べられている。それよりも「丸毛鉄三郎（利春）ハ一体堅ものにて、芸術も出情のよしのさた仕候」という点が評価されたようで、寛政二年四月二十七日、晴れて大番に列する事になつた^①。同九年に大阪城在番中に亡くなつた。

岡田忠助 寛政三年八月八日に書院番となる。

岡田忠助は寛政三年八月八日、書院番となつた。しかし「よしの冊子」では評判がすこぶる宜しくない。「岡田与四郎御番入被仰付候節、三百俵取た、是でハ又たのしめると申候由。与四郎高田へ大的ニ出候節、途中迄弓矢なしニ出、途中にて町人の宅へ寄、羽折と取替参り、けいこ仕舞候て帰懸、又右町人宅へ寄弓矢を置羽折を着候てかへり候由。同道之ものあきれ候由。御番入被仰付候節、相番共此節ハ

段々御見出しが有て、おりに這入て居たもの迄も御見出しで、御番入を被仰付た杯とわる口を申候由。如何いたし候事哉、与四郎風聞ハ江戸中一統に申ふらし、殿中ニてもあれ是追々沙汰いたし、既二先日小普請医師大御番杯と同日ニ、小普請入を被仰付た杯とも沙汰仕候よしのさた^⑤と言われている。ちやうど同年九月五日、評定所留役の万年頼度が勤務が等閑で同僚の風儀を乱したとして処罰、九月二十七日には寄合医師千賀芳久ほか四名が職業に疎く小普請入、更に一〇月一日に大番組頭森川信彦および大番の者四名が行跡宜しからずとして逼塞処分となつた。人材を次々と採用する一方では、このように不行跡の者の処罰が次々と行われていた。その後、同六年に岡田忠助は行跡宜しからずという事で小普請入となつた。わずか三年の勤仕であつた。

大澤景寅

寛政四年閏二月二十六日に一橋小十人となる。

大澤景寅の風聞は以下のようなものである。「軍学至て宜き由。〔中略〕本高廿五人扶持ニて御座候付、以上之席へ出候事も六かしく困り居候由。いづれ軍学ハよほど巧者のよし^⑥。彼のように秀でた芸事を持つていても禄高が少なくて足高の必要性が生じて役に就けないという典型的な事例である。なお、彼の所属した組の小普請組支配である

松平乗森は天明八年の小普請組支配の改革で、中奥小姓から小普請組支配へ転任してきた人物であるが、「よしの冊子」の冒頭部分である天明七年六月一九日分の冊の時点で「武ハ免許。詩文書物もよめ候。大ノソライ学並ニ軍学^⑦」との評判があり、以前から注目されていた人物であつた。しかしこの後、寛政四年閏二月二十六日に一橋小十人に列し、後に一橋家の大番となつた。

山本大二郎

無役。

役職に就けずに終わつてしまつた小普請のエピソードも描かれている。山本大二郎は甲府勤番支配安藤広峯の留守預りをしており「本所ニて名高き気丈もの、学問も至てよく武芸も御座候由」と言われ、「自分ニて申候ハ迎も御番入をしても役にたためぬから、養子を出して自分ハ引込可申と申候サタ^⑧」という謙虚な人柄により評判であつた。同時に、非常に厳しい人でもあつたといふ。天明七年末に御持吟味のため書出があつたが、山本大二郎は先達て火之番吟味の際に書出したため、今回は書出さないと事になつた。そこで山本大二郎は、これは是非無き事である、理由を明確にして欲しいと訴えた。それに対して組頭の森山孝盛は、小給なので足高が發生し「御用人(おもちいびと)にはなれないだろうと率直な意見を述べている。しかし、

寛政改革期における小普請組の制度改革（橋本）

もう一度火之番に書き上げれば、小給であっても再度書上た旨を小普請組支配から口上するだけで済むという事であった。^{⑤6}「火之番」は表火番と西丸火番がある。表火番は総員を三組に分けて交替で朝から夜まで江戸城内を警衛する役職で、役高は六〇俵五人扶持で、西丸火番の待遇、職分もこれに准じている。大体小普請組の中でも旗本小普請の中から補任するのが一般的である。山本大二郎がどれほどの家禄であったかは不明だが、恐らく火之番に就くのも困難な人物であったのだろう。しかし森山孝盛が書出を鋭意画策しても、支配である酒井忠敬は埒が明かない人で、結局上手くいかないのだと周囲の者が不満を漏らしている。なお、酒井忠敬について森山孝盛自身は「かしこき人」であると評価している。^{⑤8}

興津忠通

元大坂町奉行、御咎小普請。

興津忠通は延享二年に使番となり、宝暦四年浦賀奉行に転じ、同七年大坂町奉行となった。しかし明和二年に大坂城門出入りの事で失態があり、小普請となり出仕を留められた。翌年にゆるされたが、その後役職に就くことは無く、寛政年間には年齢も七〇を過ぎていた。しかし元々才略のある人物であったように「至て才子のよし。御持頭杯ニ相成候ハゞ可宜人、一生此俣で朽候もおしき人也^{⑤9}」と評

判が高い。興津忠通のように、前述した天明八年の御咎小普請の書出奨励の申達が出されて以来、その経験と能力を買われて注目されていたようだ。「もはや老人二候へ共、至て筋よき人にて才子のよし。尤大坂のしくじりも間違候事と申事、御時節柄御見出しニ相成、御持へ被仰付共さした仕候よし」と噂されていたが、翌年六月に没した。享年七九であった。

小普請の人材登用令や小普請の推挙の増加状況から、小普請らの登用が積極的に行われていた事が分かる。また「よしの冊子」にも小普請らの噂が書き込まれているところから、様々な人々の意見を聞きながら小普請らの行状をよく観察した上で登用の判断が下されると考えられる。

おわりに

本稿では、寛政改革期における小普請組の制度改革を検討するために、まず寛政改革期に如何に多くの人事政策が行われていたかという点を言及した。これについては、そもそも幕政期全体を数量的に明確にする必要があるが、寛政改革期という短期間に集中的に多くの人事関係の法令が出されていた事は明らかである。

そしてその中で、「無役待命」の身である小普請らの再

編問題に関してはそのように対策が成されていったのかを
実務を担う役職ごとに検討した。代官や勘定所役人と同様、
小普請組支配も不行跡などが露呈するなどして、半分以上
が転役あるいは御役御免となり、更に小普請組頭も同様に
処罰するなどして人数を半減させ、組数も削減した。その
代りに実務的に多忙な世話役のために「世話取扱」とし、
勤仕並の給金が与えられるようにしたのであった。

幕臣団が肥大化し、それに伴って増加する「無役待命」
の寄合・小普請再編問題は、徳川將軍家の家臣団再編問題
であると高久智広氏は述べているが、まさしくその通りで、
特に小給の小普請という不安定な存在が大勢いるという事
が、寛政改革期に問題視された下級武士らの退廃や風儀の
乱れ、優秀な人材の埋没など様々な問題を生みだし、幕臣
団を揺るがす一つの要因となっていた。そこで寛政改革が
始まると同時に、松平定信は実情に見合った小普請組の制
度改革に取り組んだ。また、それは松平定信の意見だけを
そのまま反映するのではなくて、森山孝盛をはじめとした
幕臣らの発言や上申、世間の風聞によく耳を傾け、吟味し
た上で取り組まれているのは、世間の反応を意識していた
松平定信らしい方法である。

寛政改革期における小普請組の制度改革（橋本）

註

- (1) 藤田寛『松平定信』（中公新書、一九九三年）、高澤憲治『松平定信政権と寛政改革』（清文堂、二〇〇八年）、竹内誠『寛政改革の研究』（吉川弘文館、二〇〇九年）など。
- (2) 柏村哲博『寛政改革と代官行政』（一九八五、国書刊行会）では寛政期の農政や代官の刷新について、町泉寿郎『よしの冊子』医家関連記事（一）～（三）¹では医学館の設立と医師たちの学問形成過程について、『日本医師学雑誌』四四、四五号、一九九九年）など。
- (3) 前掲『寛政改革の研究』一四頁。
- (4) 前掲『松平定信』三四頁。
- (5) 高久智広『幕臣団における「寄合層」の検討」、大阪歴史学会編『ヒストリア』二二三号（大阪歴史学会、二〇一〇年）。
- (6) 山本英貴『江戸幕府大目付の研究』（吉川弘文館、二〇一一年）二八〇頁。
- (7) 前掲『寛政改革の研究』一五頁。
- (8) 松平太郎『江戸時代制度の研究』（柏書房、一九六四年）七四〇頁。
- (9) 高澤憲治『松平定信』（吉川弘文館、二〇一二年）一〇八頁。
- (10) 高柳真三、石井良助編『御触書天明集成』（岩波書店、一九八五年）一九三九号、五二〇頁。
- (11) 高柳真三、石井良助編『御触書天保集成』（岩波書店、一九五八年）五四八五号、四二〇頁。
- (12) 水野為長『よしの冊子』、森銑三編『随筆百花苑』第八卷（中央公論社、一九八〇年）、寛政元年三月一日分、三三二頁。
- (13) 前掲『寛政改革の研究』一六頁。
- (14) 熊倉功夫『化政文化の前提—寛政改革をめぐる—』、林屋辰三郎編『化政文化の研究』（岩波書店、一九七六年）五四頁。
- (15) 菊池駿助編『徳川禁令考』（吉川弘文館、一九三二年）、第二帙、第一七 小普請支配、三五九頁。小普請ノ面々人品芸術可書出置旨達。
- (16) 達の標題は『徳川禁令考』に基づく。前掲『徳川禁令考』三五九頁。
- (17) 江戸時代、御家人の格式の一種。家康、秀忠、家光、家綱の四代以後に、新たに大御番与力、同心などに採用されたもの。家綱までの間に召しかかえられた譜代、二半場の者より格式が劣り、養子願いは許されなかった。日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典』（小学館）。
- (18) 江戸幕府御家人のうち、抱え入れ（抱えの者）の格式のものが勤務した役職のこと。大御番与力、同心をはじめ、書院番、旗奉行、先手組、船手組の各与力、同心、小揚の者などがこれに属した。抱え場のもの、養子願いは許されなかった。前掲『日本国語大辞典』。
- (19) 大蔵省、財政経経学会編『日本財政経済史料』（財政経経学会、一九二五年）巻六、財政之部四、二九三頁。
- (20) 欠員となった役人を補充する場合の仮任用、または試備期間中の役人をいう。多く永年勤続者の子弟が採用された。前掲『日本国語大辞典』。
- (21) 前掲『日本財政経済史料』巻六、財政之部四、二九三頁。
- (22) 前掲『松平定信政権と寛政改革』二四七頁。
- (23) この職の担当者は「寄合層」が想定されているのであり、就任者には組下の旗本を指揮・監督する能力が求められている（前掲『幕臣団における「寄合層」の検討」）。なお、御

番入」は幕府側からは「御入人(おいれびと)」、更に昇進した場合は「御用人(おもちいびと)」という用語が用いられた(小川恭一『江戸の旗本事典』〔講談社、二〇〇三年〕一一六頁)。

(24) 前掲『江戸の旗本事典』、前掲『江戸時代制度の研究』、吉川弘文館『古事類苑 官位部三』などの小普請の項目を参照。

(25) 森山孝盛「森山孝盛日記」、原田伴彦他編『日本都市生活史料集成』(学習研究社一九七七年)一五〇頁。

(26) 森山孝盛のように、家禄三〇〇石程度の旗本が召し抱える奉公人の給与が一〇人扶持程度である。彼は小給の御家人について以下のようにも述べている。「小給は三両二匁人半ふちなど申者ハ私共家来給金位ニテ、是ハ焼出しをたへさせ、湯茶も主人のをたへ、居宅も長屋を渡置申渡候。然るニ右之御家人は屋敷構を仕、御普代と申候て妻子を育罷候」(前掲『森山孝盛日記』一五〇頁)。「就中小給の者の中には、三両に一人半扶持、十俵に一人扶持の者あり」(森山孝盛「蛭の焼藻の記」。日本随筆大成編集部『日本随筆大成』〔吉川弘文館、一九七四〕、第二期 二二、二二〇頁)。

(27) 統群書類従完成会編『寛政重修諸家譜』(統群書類従完成会、宮城和奨・天野康幸・川勝隆忠・松平正愛の項目)。

(28) 黒板勝美編『新訂増補 国史大系 続徳川実紀 第一篇』(国史大系刊行会、一九三六年)第四八巻、六五頁。

(29) 前掲『よしの冊子』、天明八年三月二六日分、『随筆百花苑』第八巻、一一九頁。

(30) 前掲『新訂増補 国史大系 続徳川実紀 第一篇』七二頁。
(31) 前掲『よしの冊子』、天明八年八月一九日分、『随筆百花苑』

第八巻、一七九頁。

(32) 前掲『よしの冊子』、天明八年八月三〇日分、『随筆百花苑』第八巻、一八五頁。

(33) 前掲『蛭の焼藻の記』二〇八頁。

(34) 前掲『蛭の焼藻の記』二〇七頁。
(35) 前掲『森山孝盛日記』一一七頁。天明四年九月一七日、九月二三日。なお、小普請組関係で費やした代金は、日記

中でその都度細かく筆記している。
(36) 前掲『蛭の焼藻の記』二二三頁。

(37) 森山孝盛「公務愚案」筑波大学付属図書館久須美家史料。
(38) 前掲『蛭の焼藻の記』二二〇頁。

(39) 前掲『新訂増補 国史大系 続徳川実紀 第一篇』一六八頁。

(40) 小川恭一『江戸の旗本事典』(講談社、二〇〇三年)、一二六頁。

(41) 前掲『よしの冊子』、天明八年三月二六日分、『随筆百花苑』第八巻、一七九頁。

(42) 前掲『蛭の焼藻の記』二二三頁。

(43) 東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 柳宮補任』(東京大学出版会、一九八三年)小普請組頭。

(44) 前掲『御触書天保集成』五七二六号、五一二頁。

(45) 前掲『江戸時代制度の研究』七四八頁。
(46) 前掲『蛭の焼藻の記』二一八頁。

(47) 前掲『よしの冊子』、天明八年九月七日分、『随筆百花苑』第八巻、一九三頁。

(48) 前掲『徳川禁令考』、第一七 小普請支配、「組支配世話取扱ノ者小普請金免除ノ事」三六〇頁。

寛政改革期における小普請組の制度改革（橋本）

- (49) 前掲『徳川禁令考』三五九頁。
- (50) 前掲「よしの冊子」寛政三年四月六日分、『随筆百花苑』第九卷、二七九頁。
- (51) 前掲「よしの冊子」寛政二年四月二一日分、『随筆百花苑』第九卷、一三九頁。
- (52) 前掲「よしの冊子」寛政三年九月二八日分、『随筆百花苑』第九卷、三四九頁。
- (53) 前掲「よしの冊子」寛政二年一二月一日分、『随筆百花苑』第九卷、二二六頁。
- (54) 前掲「よしの冊子」天明七年六月一九日分、『随筆百花苑』第八卷、二二三頁。
- (55) 前掲「よしの冊子」天明八年一〇月二八日分、『随筆百花苑』第八卷、二三八頁。
- (56) 前掲「よしの冊子」寛政元年三月三日分、『随筆百花苑』第八卷、三三一頁。
- (57) 前掲『江戸時代制度の研究』四六〇頁。
- (58) 前掲「蚕の焼藻の記」二二九頁。
- (59) 前掲「よしの冊子」寛政五年二月一九日分、『随筆百花苑』第九卷、四七五頁。
- (60) 前掲「よしの冊子」寛政五年四月七日分、『随筆百花苑』第九卷、四七八頁。
- (61) 前掲「幕臣団における「寄合層」の検討」一七三頁。

（学習院大学史料館PD共同研究員）

表1 寛政改革期における主な人事関係記事

年代	表題
天明8年5月4日	十七歳以下倅共御番入願書御請取被成間敷事
天明8年5月7日	諸向芸術免許目録請候者書出之事
天明8年8月	小普請ノ面々人品芸術可書出旨達
天明8年8月	人材選挙諸術奨誘ノ儀ニ付達
寛政元年	御仮又は病死明跡仮抱入方并組支配の者就任後入人書上方
寛政元年3月	松平越中守殿御口達之御触
寛政元年5月1日	小普請組支配普召主膳正跡役不被仰付之事
寛政元年5月28日	控場与力同心等の明跡仮抱入方并入人方
寛政元年6月	武芸学問格別の者は譜代場へ採用
寛政元年6月	小普請ノ者修身嗜芸ニ依り格式摺用ノ儀達
寛政元年6月25日	抱場与力人柄宜者譜代場被仰付之事
寛政元年7月	御番入之儀ニ付御書付
寛政元年9月24日	旗本御家人身持慎ミ文武之路励可申之事
寛政2年3月	芸術見分ニ付達
寛政2年6月19日	諸向弓稽古出精致者差留候儀ニハ無之段申達之事
寛政2年6月19日	右ニ付稽古出精致者被差留候儀ニハ無之段申達之事
寛政2年7月5日	部屋住番入之儀ニ付被仰出之事
寛政2年9月11日	組支配御役出書付其外伺書等取扱方之事
寛政3年	目見以下取立の者并目見以上の者家督下され方
寛政3年2月	目見以上新規召出并譜代場へ召出されし目見以下の者他人養子差許
寛政3年4月	抱場勤の者譜代場へ転役後養子許可
寛政3年5月12日	万石以下御目見以下先祖書認方之事
寛政3年5月12日	万石以下御目見以下先祖書認方之事
寛政3年5月12日	万石以下御目見以下先祖書認方之事
寛政3年5月28日	先祖書認差出之事
寛政3年10月1日	寄合以下等一統学問吟味案文差出之事
寛政3年10月1日	芸術ニ付案文之事
寛政3年10月1日	学問ニ付案文之事
寛政3年12月	御目見以上之者以下之場被仰付之節座順之事
寛政3年12月13日	御目見以上本席え取立十ヶ年勤之者名前書付若年寄え差出之事(家捨令)
寛政3年12月13日	少給面々勤馴のため引下ヶ勤被仰出之事(家捨令)
寛政3年12月13日	御目見以下より以上え取立等之儀ニ付達之事(家捨令)
寛政4年3月14日	大番頭以下諸役人武芸上覧要領之事
寛政4年閏2月16日	小普請組支配組頭等三百俵以下扶持之事
寛政4年12月12日	学問吟味之事
寛政5年4月28日	御番入之儀ニ付達
寛政5年7月	部屋住之者被召出候ニ付御書付
寛政5年10月9日	学問吟味有之ニ付出精之者書出之事

参考資料:『御触書天明集成』、『御触書天保集成』、『日本財政経済史料』、『徳川禁令考』、『憲法類集』。

寛政改替期における小普請頭の制度改替（榎本）

表2 寛政改替期の小普請支配と組頭の編成

天明7年の小普請支配				天明8年の小普請支配			
任命日	前職	小普請支配（後職）	組頭	任命日	前職	小普請支配（後職）	組頭
1 安永4年4月15日	大坂船手	永井監物直慶	東条権大夫	1		小普請支配（後職）	組頭
2 安永5年10月15日	西丸持頭	長谷川利十郎 (天明7年8月26日小姓組番頭)	山本秀之丞	2	中興小姓	永井監物直慶（旗奉行）	東条権大夫（3月20日田安用人）
3 安永7年8月24日	日光奉行	菅沼主膳正虎常	小栗又左衛門	3		菅沼主膳正虎常	露嶋市郎兵衛 山中市郎右衛門
4 安永7年11月12日	西丸持頭	宮城入三郎和慶（天明8年8月16日辞）	小栗又三郎	4	天明8年8月17日	南郡主祝信喜	狭父三右衛門
5 天明4年2月16日	日光奉行	天野山城守康幸（天明8年8月16日辞）	監入六三郎	5	天明8年9月10日	松平但馬守兼季	中川勘三郎（9月28日自付）
6 天明5年7月24日	使番	井上修理正兼（天明8年6月1日小姓組番頭）	加藤兼二郎	6	天明8年6月8日	寄合 (元山瀬付)	榎平八郎
7 天明6年8月12日	火消役	坪内式部定恒	小山孫大夫	7			大島雲九郎
8 天明6年5月8日	使番	川勝権之助隆忠（天明8年8月16日辞）	南条権三郎	8	天明8年8月17日	寄合 (元中興)	打越左大夫
9 天明6年5月4日	使番	松平求馬正慶（天明8年8月16日辞）	永井兵庫（9月3日辞）	9	天明8年9月28日	中興小姓	船田兵左衛門（2月5日辞）
10 天明元年8月25日	火消役	水野大膳忠体（天明8年4月2日病免）	美濃部庄助	10	天明8年11月24日	寄 (元中興)	8月晦日支配中より） 榎原采女教馬
11 天明4年10月28日	日光奉行	酒井因幡守忠敬	森山源五郎	11	天明7年9月10日	中興小姓	本目権兵衛
12 天明3年3月28日	火消役	中坊金藏秀看（天明7年8月26日小姓組番頭）	森川七郎衛門	12	寛政元年の小普請支配		能勢又十郎
天明8年の小普請支配				天明8年の小普請支配			
	任命日	前職	小普請支配（後職）		任命日	前職	小普請支配（後職）
1			東条権大夫（3月20日田安用人）	1	天明8年12月23日	中興小姓	阿部越前守正朝
2	天明7年9月10日	中興小姓	山本秀之丞	2			金田和泉守正延
3			小栗又左衛門				
4	天明8年8月17日	寄合	狭父三右衛門				
5	天明8年9月10日	新番頭	中川勘三郎（9月28日自付）				
6	天明8年6月8日	寄合 (元山瀬付)	榎平八郎				
7			大島雲九郎				
8	天明8年8月17日	寄合 (元中興)	打越左大夫				
9	天明8年9月28日	中興小姓	船田兵左衛門（2月5日辞）				
10	天明8年11月24日	寄 (元中興)	8月晦日支配中より） 榎原采女教馬				
11			本目権兵衛				
12	天明7年9月10日	中興小姓	能勢又十郎				
寛政元年の小普請支配				寛政元年の小普請支配			
	任命日	前職	小普請支配（後職）		任命日	前職	小普請支配（後職）
1	天明8年12月23日	中興小姓	阿部越前守正朝	1	天明8年12月23日	中興小姓	阿部越前守正朝
2			金田和泉守正延	2			山本秀之丞

3			普沼主藤正虎常 (4月17日卒、跡役なし)	小栗又左衛門 (4月9日支配替、跡役なし)	山中市郎右衛門 (4月9日支配替、跡役なし)
4			南部主税信喜	大沢勘右衛門	秩父三右衛門 (寛政2年卒)
5			松平但馬守乗季 (8月16日卒)	監入大三郎	(天明8年10月晦日支配中より) 峰屋左兵衛
6			妻木佐渡守頼栄 (2月15日小姓組番頭)	加藤乗二郎	柘植平八郎 (寛政3年向後1人付御役御免)
7			坪内式部定恒	小川孫大夫	大島雲九郎
8			勝田安芸守元忠	南条権三郎	打越左大夫
9			松平信濃守乗森	大久保矢九朗	浅井半兵衛
10			高木筑後守正胤	美濃部庄助	榊原采女数馬
11			酒井因幡守忠敏 (11月12日小姓組番頭)	森山源五郎	本目権兵衛
12			前田安房守矩貫	森川七郎衛門 (7月4日免)	能勢又十郎
寛政2年の小普請支配					
	任命日	前職	小普請支配 (後職)	組頭	
1			阿部越前守正朗	多田善八郎	永井勘九郎
2			金田和泉守正延	山本秀之丞	窪嶋市郎兵衛
3			—	—	—
4			南部主税信喜	大沢勘右衛門 (8月20日辞)	秩父三右衛門 (9月29日卒)
5			中興小姓	監入大三郎	峰屋左兵衛
6			寛政元年2月15日	加藤乗二郎	柘植平八郎
7			中興小姓	小川孫大夫 (8月29日辞)	大島雲九郎
8			勝田安芸守元忠	南条権三郎	打越左大夫
9			松平信濃守乗森 (12月22日辞)	大久保矢九朗	(寛政元年2月29日職奉行より) 浅井半兵衛
10			高木筑後守正胤	美濃部庄助	榊原采女数馬
11			内藤安芸守正範	森山源五郎 (9月1日徒頭)	本目権兵衛
12			前田安房守矩貫	(寛政元年支配中より) 山中市郎右衛門	能勢又十郎
寛政3年の小普請支配					
	任命日	前職	小普請支配 (後職)	組頭	
1			阿部越前守正朗 (10月7日辞、跡役なし)	多田善八郎 (12月2日免、跡役なし)	永井勘九郎 (12月2日免、跡役なし)
2			金田和泉守正延 (10月26日持頭)	山本秀之丞 (12月2日免、跡役なし)	窪嶋市郎兵衛
3			—	—	—
4			南部主税信喜	(寛政2年9月18日支配中より) 柘植平右衛門 (12月2日免、跡役なし)	(寛政2年11月10日支配中より) 峰屋左兵衛 (12月2日免、支配替、跡役なし)
5			浅野佐渡守長富	監入大三郎	柘植平八郎 (12月2日免、寛政10年まで跡役なし)
6			石河老岐守貞通	加藤乗二郎	大島雲九郎
7			坪内式部定恒	(寛政2年11月12日六番より) 嶋佐平次 (12月22日免、跡役なし)	

寛政改革期における小普請組の制度改革（橋本）

8			勝田安芸守元忠（12月19日小姓組番頭）	南条権三郎	打越左大夫（12月2日免、跡役なし）
9	寛政2年12月26日	火消	近藤左京政明	大久保矢九郎	浅井半兵衛（12月2日支配替、跡役なし）
10			高木筑後守正胤（5月24日小姓組番頭）	美濃部庄助	榊原采女数馬
11			内藤安芸守正範	（寛政2年11月12日支配中より）朝比奈主計（9月5日辞、跡役なし）	本日権兵衛（12月2日免）
12			前田安房守矩貫	山中市郎右衛門（12月2日免、跡役なし）	能勢又十郎
寛政4年の小普請支配					
	任命日	前職	小普請支配（後職）	組頭	
1			—	—	—
2	寛政3年10月26日	目付	八木十三郎補充（7月8日光奉行）	—	窪嶋市郎兵衛
3			—	—	—
4			南部主税信喜	—	龜田三郎右衛門
5			浅野佐渡守長富	監入大三郎（3月8日徒頭）	—
6			石河苞岐守貞通	加藤乗二郎	—
7			坪内式部定恒	—	大島雲九郎
8	寛政3年12月19日	寄合肝煎	酒井紀伊守忠聰	南条権三郎	—
9			近藤左京政明	大久保矢九郎	—
10	寛政3年5月24日	目付	浅野隼人長致	—	榊原采女数馬
11			内藤安芸守正範	—	（寛政3年12月2日近藤左京支配中より）浅井半兵衛
12			前田安房守矩貫（9月15日小姓組番頭）	—	能勢又十郎
寛政5年の小普請支配					
	任命日	前職	小普請支配（後職）	組頭	
1			—	—	—
2	寛政4年7月29日	寄合肝煎	戸田内藤助光為（3月26日持頭）	—	窪嶋市郎兵衛
3			—	—	—
4			南部主税信喜	—	龜田三郎右衛門
5			浅野佐渡守長富	（寛政4年3月15日内藤甲斐支配中より）跡屋左兵衛	—
6			石河苞岐守貞通	加藤乗二郎	—
7			坪内式部定恒（6月4日小姓組番頭）	—	大島雲九郎
8			酒井紀伊守忠聰	南条権三郎	—
9			近藤左京政明	—	—
10			浅野隼人長致（8月21日小姓組番頭）	—	榊原采女数馬
11			内藤安芸守正範（5月12日小姓組番頭）	—	浅井半兵衛
12	寛政4年10月1日	寄合肝煎	武田河内守信親	—	能勢又十郎

参考：『御宮補任』、『寛政重修諸家譜』

表3 天明 6年前後の小普請登用状況

	年月日	理由	足高	人数
1	天明 4年 1月 15日	永井監物組世話役明跡之可被申渡		1
2	天明 4年 1月 22日	西丸書院番北房因幡守組人数不足二付御入人		11
3	天明 4年 1月 23日	小普請方伊賀者明跡之可被申渡し候、尤小普請奉行可被談		1
4	天明 4年 2月 1日	広敷伊賀者明跡之可被申渡		1
5	天明 4年 2月 8日	御部屋奥袋明跡之可被申渡、御部屋御用人		1
6	天明 4年 2月 8日	勘定吟味役人数不足二付御入人		1
7	天明 4年 2月 22日	新番天野阿波守組人数不足二付御入人		1
8	天明 4年 2月 27日	作事方手代明跡之可被申渡		1
9	天明 4年 2月 29日	小普請方桶染之者明跡之可被申渡		1
10	天明 4年 3月 14日	西丸書院番水谷伊勢守組人数不足二付御入人		11
11	天明 4年 3月 23日	小十人組人数不足二付御入人		17
12	天明 4年 4月 2日	鍛冶玉薬奉行組同心明跡之可被申渡		4
13	天明 4年 4月 22日	西丸切手四番頭中嶋与十郎跡		1
14	天明 4年 4月 28日	広敷伊賀者明跡之可被申渡		2
15	天明 4年 5月 6日	書院番酒井紀伊守組人数不足二付御入人		10
16	天明 4年 5月 14日	西丸書院番長谷隠岐守組人数不足二付御入人		11
17	天明 4年 6月 3日	富士見守蔵替		5
18	天明 4年 6月 17日	新番越川相模守組人数不足二付御入人		2
19	天明 4年 6月 28日	大番永井伊予守永井美濃守組人数不足二付御入人		10
			小計	92
1	天明 6年 9月 2日	書院番酒井紀伊守組人数不足二付御入人		12
2	天明 6年 9月 6日	種姫若狭任上可被申渡候並之通御足高御足扶持被下候間		2
3	天明 6年 12月 25日	川勝權之助組世話役二人之明跡之可被申渡	足高役扶持も被下	2
4	天明 6年 12月 29日	大番酒井隠岐守永井伊予守組人数不足二付御入人		17
			小計	33
1	天明 7年 1月 30日	小普請より小姓組に入もの十人		10
2	天明 7年 4月 9日	小普請組大膳助右衛門足量その組頭となる		1
3	天明 7年 7月 25日	船越山御曹屋付坊主樋口松常跡		1
4	天明 7年 8月 11日	書院番金田伊予守組人数不足二付き御入人		3
5	天明 7年 8月 27日	西丸書院番鳥建式部少輔組人数不足二付き御入人		11
6	天明 7年 9月 13日	大久保玄九郎、松平求馬支配組頭永井兵衛跡		1
7	天明 7年 10月 22日	大久保組頭若狭守組人数不足二付御入人		10
8	天明 7年 10月 10日	小納戸		1
9	天明 7年 12月 4日	大膳助右衛門、小普請支配組頭へ		1
			小計	39
1	天明 8年 2月 25日	小普請より大番に入もの十四人		14
2	天明 8年 5月 2日	多田善八郎小普請組支配組頭へ		1
3	天明 8年 5月 9日	小普請より西書院番へ入ものあり		—
4	天明 8年 5月 30日	小普請より書院番へ入もの七人		7
		天明 8年 8月 22日 人材運番諸芸術梁務		—
5	天明 8年 8月 24日	御小姓組石川大膳守組人数不足二付御入人		11
6	天明 8年 8月 28日	大村藤右衛門、中奥番		1
7	天明 8年 8月 30日	柳原采女数勢、小普請支配組頭へ		1
8	天明 8年 9月 16日	小十人組人数不足二付御入人		36
9	天明 8年 9月 19日	小普請方物書役明跡へ可被申渡	足高・足扶持	1

寛政改革期における小普請組の制度改革（橋本）

10	天明8年9月19日	西丸裏門番身力同心御入人				21
11	天明8年9月20日	書院番中坊警守組人数不足二付御入人				11
12	天明8年10月	留守居番身力明跡之可被申渡				2
13	天明8年10月	留守居番同心明跡之可被申渡	20俵2人扶持より足高・足扶持			14
14	天明8年9月20日	留守居番身力4人、同心4人明跡	足高足扶持			25
15	天明8年10月19日	松平信濃守組世話明跡	—			1
16	天明8年11月7日	西丸表火之卷	—			4
17	天明8年12月	西丸書院番役谷隠政守組人数不足二付御入人	—			10
18	天明8年12月24日	松平采之助御藏、中興番	—			1
19	天明8年12月25日	天御番白須申渡守組花房因幡守組人数不足二付御入人	—			18
20	天明8年12月27日	安室院侍一人明跡	—			1
21	天明8年12月29日	書院番大島肥前守組人数不足二付御入人	—			11
22	天明8年12月	小普請方物警役明跡へ可被申渡	—			2
23	天明8年12月	町奉行組身力可被申渡候	—			9
1	寛政元年1月23日	小普請より小姓組に入番のもの十一人	—		小計	241
2	寛政元年2月27日	小普請より新番に入る者五人	—			11
3	寛政元年4月26日	小普請組より小姓組に入るの十人	—			5
4	寛政元年5月18日	小普請より大番に入るの八人	—			10
5	寛政元年6月6日	自入組大久保彦兵衛組同心跡之被申渡	—			8
6	寛政元年6月8日	小姓組井上岡防守組人数不足二付御入人	300俵より内の者足高			1
7	寛政元年6月15日	西丸徒目付一人之明跡之可申付	—			10
8	寛政元年6月13日	書院番藏並肥後守組人数不足二付御入人	—			1
9	寛政元年6月30日	小姓組戸山山城守組人数不足二付御入人	—			12
10	寛政元年閏6月2日	御台被御侍一人明跡之可申渡候	—			9
11	寛政元年閏6月2日	二ノ丸同心一人明跡之可被申渡	—			1
12	寛政元年閏6月26日	柴野・彦助用番物警役手相動候様可被申渡候彦助候	—			2
13	寛政元年7月4日	火酒同心明跡之可被申渡	30俵2人扶持より内の者足高			4
14	寛政元年7月4日	山中市跡在御門、小普請支配組頭へ	—			1
15	寛政元年7月5日	甲府勤番被仰付	—			1
16	寛政元年7月5日	狭穂玉染奉行組同心十一人明跡之可被申渡	—			16
17	寛政元年7月8日	相勘定役一人之明キ跡之可被申渡	40俵足高			11
18	寛政元年7月18日	蓮光院縁御裏向明跡之可被申渡	—			1
19	寛政元年8月16日	辻敷小遣者二人明跡之可被申渡	—			2
20	寛政元年8月16日	書院番藏並肥後守組人数不足二付御入人	—			2
21	寛政元年8月24日	精御殿番一人之明キ跡之可被申渡	—			5
22	寛政元年9月1日	狭穂御前番奉行同心二人明跡之可被申渡	—			1
23	寛政元年9月2日	小普請方手代一人之明跡之可被申渡	足扶持			2
24	寛政元年9月3日	小普請方物警役一人明跡之可被申渡	—			1
25	寛政元年9月9日	作事之方普請同心一人之明跡之可被申渡	—			1
26	寛政元年9月10日	被召出備者被 仰付	—			1
27	寛政元年9月14日	和葉山火之卷一人明キ跡之可申付	—			1

小計

参考：「小役人撤仰付并御免留」三・四～九（国立公文書館、内閣文庫）、「小役人傭」二～四（国立公文書館、内閣文庫）『続徳川実紀』第一篇、『大日本近世史料 柳菴補任』凡例：列「足高」には、史料から確認した足高についての記述を記した。足高があったものの具体的な値が確認出来なかったものは「—」で示し、特段記述が無かったものは空欄とした。